

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

| 施設名称 | 点検・調査頻度 | 改築の判断基準 | 備考 |
|----------------|------------------|--|----------------------|
| 管きよマンホール（蓋を含む） | 1回/5年の頻度で調査を実施 | 緊急度Ⅰ、Ⅱ（マンホールは健全度Ⅰ、Ⅱ、マンホール蓋は健全度Ⅰ）で改築を実施 | 腐食のおそれの大きい箇所 |
| 管きよマンホール（蓋を含む） | 1回/15年の頻度で調査を実施 | 緊急度Ⅰ、Ⅱ（マンホールは健全度Ⅰ、Ⅱ、マンホール蓋は健全度Ⅰ）で改築を実施 | リスクの高い幹線（リスク評価A・B） |
| 管きよマンホール（蓋を含む） | 1回/30年の頻度で調査を実施 | 緊急度Ⅰ、Ⅱ（マンホールは健全度Ⅰ、Ⅱ、マンホール蓋は健全度Ⅰ）で改築を実施 | リスクの低い幹線（リスク評価C・D・E） |
| 管きよマンホール（蓋を含む） | 1回/15年の頻度で点検を実施※ | 緊急度Ⅰ、Ⅱ（マンホールは健全度Ⅰ、Ⅱ、マンホール蓋は健全度Ⅰ）で改築を実施 | リスクの高い枝線（リスク評価A・B） |
| 管きよマンホール（蓋を含む） | 1回/30年の頻度で点検を実施※ | 緊急度Ⅰ、Ⅱ（マンホールは健全度Ⅰ、Ⅱ、マンホール蓋は健全度Ⅰ）で改築を実施 | リスクの低い枝線（リスク評価C・D・E） |

※点検で異状を確認した場合には、調査を実施

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

| 施設名称 | 点検・調査頻度 | 改築の判断基準 | 備考 |
|-----------|-------------------|--------------|-----------------------------------|
| 管理棟躯体 | 標準耐用年数（50年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 沈砂池ポンプ棟躯体 | 標準耐用年数（50年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 水処理躯体 | 標準耐用年数（50年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 汚泥濃縮棟躯体 | 標準耐用年数（50年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 消化タンク躯体 | 標準耐用年数（45年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 汚泥処理棟躯体 | 標準耐用年数（50年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 自動除塵機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 主ポンプ | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査・振動測定・分解調査 (点検で異常が発見された場合) |
| 初沈汚泥掻寄機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 水中攪拌機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査・分解調査（点検で異常が発見された場合） |
| 散気装置 | 標準耐用年数（10年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 送風機 | 標準耐用年数（20年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査・振動測定・分解調査 (点検で異常が発見された場合) |
| 終沈汚泥掻寄機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 重力濃縮汚泥掻寄機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |
| 機械濃縮機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査・分解調査（点検で異常が発見された場合） |
| 汚泥脱水機 | 標準耐用年数（15年）内に1回以上 | 健全度2以下で改築を実施 | 視覚調査 |

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

| 施設名称 | 目標耐用年数 | 備考 |
|------|---------------|----|
| 圧送管 | 標準耐用年数の1.5倍程度 | |
| | | |

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

| 施設名称 | 目標耐用年数 | 備考 |
|------------|---------------|----|
| ガス設備・ガス給湯器 | 標準耐用年数×2.0倍程度 | |
| 電気設備 | 標準耐用年数×1.5倍程度 | |
| | | |

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

取付管、公共樹

…

破損等の事態が発生しても、影響が少なく、速やかに対応できるため

【汚水・雨水ポンプ施設】

床排水ポンプ、吊上げ装置

…

処理機能に直接影響がないため

【水処理施設】

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

…

—

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

…

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

| | | | | | | |
|----|---|----|---|----|----|----|
| 令和 | 6 | 年度 | ～ | 令和 | 10 | 年度 |
|----|---|----|---|----|----|----|

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
|----------------|--------------------|--------|---------------|----------|-------------|-------------------|--------------|
| 処理区・排水区 の名称 | 合流・ 汚水・ 雨水の別 | 対象施設 | 布設 年度 | 供用 年数 | 対象延長 (m) | 概算 費用 (百万円) | 備考 |
| 大村処理区 | 汚水 | 管きよ | 1974 ～1982 | 41～49 | 464.94 | 269.6 | ① |
| 大村処理区 | 汚水 | マンホール | 1974 ～1982 | 41～49 | - | 42.0 | ① 15箇所 |
| 大村処理区 | 汚水 | マンホール蓋 | 1978 ～2020 | 3～45 | - | 1,013.5 | ① 2,027箇所 |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | | 464.94 | 1,325.1 | |

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
|----------------------|--------------------|---------|----------|----------|------|-------------------|-----|
| 処理場・ ポンプ場等 の名称 | 合流・ 汚水・ 雨水の別 | 対象施設 | 設置 年度 | 供用 年数 | 施設能力 | 概算 費用 (百万円) | 備考 |
| 大村浄水管理 センター | 汚水 | 汚水ポンプ設備 | 1979 | 44 | - | 259.2 | |
| 大村浄水管理 センター | 汚水 | ガス貯留設備 | 1982 | 41 | - | 744.0 | |
| 大村浄水管理 センター | 汚水 | 監視制御設備 | 2005 | 18 | - | 628.0 | |
| 大村ポンプ場 (雨水) | 雨水 | 雨水ポンプ設備 | 1980 | 43 | - | 189.9 | |
| 大村ポンプ場 (汚水) | 汚水 | 汚水沈砂池設備 | 1980 | 43 | - | 725.4 | |
| 竹松汚水 中継ポンプ場 | 汚水 | 汚水沈砂池設備 | 1994 | 29 | - | 703.7 | |
| 合計 | | | | | | 3,250.2 | |

(供用年数は2023年度末を基準として記載)

備考1) 改築を実施する施設のうち、②1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、施設名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国交下事第67号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国交下事第67号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数の経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により維持管理が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号および概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N₂O）排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

| 概ねのコスト削減額 | | | | 試算の対象時期 |
|-----------|-------|-----|-----|----------|
| 処理場 | 450 | 百万円 | ／ 年 | 50年 |
| ポンプ場 | 74 | 百万円 | ／ 年 | 50年 |
| 管路施設 | 1,837 | 百万円 | ／ 年 | 100年 |
| 合計 | 2,361 | 百万円 | ／ 年 | 50年～100年 |

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。